

日本公証人連合会

新たな 定款認証 制度へ

株式会社

一般社団法人

一般財団法人

1 改正の目的等

- 1 公証人法施行規則の一部が改正され、平成30年11月30日から、株式会社、一般社団法人、一般財団法人の定款認証の方式が変わります。電子認証の場合だけでなく、書面による認証も同様です。
- 2 この改正は、法人の実質的支配者^(注1)を把握することなどにより、法人の透明性を高め、暴力団員及び国際テロリスト^(注2)（以下「暴力団員等」という。）による法人の不正使用を抑止することが国内外から求められていることを踏まえての措置ですので、ご協力をお願いします。

2 改正の内容及びこれに関連する事項

1 この度の改正により

- ① 定款認証の嘱託人は、法人成立の時に実質的支配者となるべき者について、その氏名、住居及び生年月日と、その者が暴力団員等に該当するか否かを申告していただくこととなります。
 - ② 申告された実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、又は該当するおそれがあると認められた場合には、嘱託人又は実質的支配者となるべき者は、申告内容等に関して公証人に必要な説明をしていただくこととなります。
- 2 ②による説明があっても、暴力団員等に該当する者が実質的支配者となる法人の設立行為に違法性があると認められる場合には、公証人は、認証をすることができません。①の申告や②の説明自体がない場合も同様です。

3 ご留意願いたい事項

- 1 実質的支配者となるべき者に関する ②-1-①の申告は、定款認証の嘱託までに行っていた必要がありますが、迅速かつ的確な定款認証・法人設立を実現するためにも、定款案の点検を公証人に依頼される際、併せて実質的支配者となるべき者に関する申告をしていただくようお願いします(注3)。
- 2 ②-1-①の申告とは別に、電子定款認証申請に際しては、従来の申請データに加えて、実質的支配者となるべき者の氏名・読み仮名を入力していただくこととなりました。

(注1) 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人を言い、株式会社では、①株式の50%を超える株式を保有する個人、そのような者がいない場合には、②25%を超える株式を保有する個人、そのような者もない場合には、③事業活動に支配的な影響力を有する個人、そのような者もない場合には、④代表取締役が該当することとなります。一般社団法人、一般財団法人では、⑦事業活動に支配的な影響力を有する個人、そのような者がいない場合には、④代表理事が該当することとなります。ご不明な点は、公証人にお尋ねください。

(注2) 国際テロリストとは、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者(現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。)若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者です。

(注3) 申告は、日本公証人連合会のホームページで提供する「申告書」の書式、又は公証役場に備え置く同書式の印刷物を利用して、所要事項を記入の上、公証人に、メール、ファックス、郵送、又は持参等の方法によりお願いします。

実質的支配者となるべき者の申告書(株式会社用)

(公証役場名)

認証担当公証人

殿

(商号)

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和 年 月 日

■ 嘱託人住所

■ 嘱託人氏名(記名又は署名)

実質的支配者となるべき者の該当事由(①から④までのいずれかの左側の□内に✓印を付けてください。)(※1)

- ① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)11条2項1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く): 犯収法施行規則11条2項1号参照
- ③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者: 犯収法施行規則11条2項2号参照
- ④ ①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者: 犯収法施行規則11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)

暴力団員等該当性(※4)

住居	国籍等	日本・その他(※5) ()	性別	男・女(※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権 割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	
住居	国籍等	日本・その他(※5) ()	性別	男・女(※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権 割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	
住居	国籍等	日本・その他(※5) ()	性別	男・女(※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権 割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯収法施行規則11条3項)。

(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②から④までの場合は、該当者全員を記載する。

※3 犯収法施行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※4 実質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者)又は大量破壊兵器関連計画等関係者(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第2項の規定により公告されている者)のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。なお、該当する選択肢を○で囲むことに代えて、実質的支配者となるべき者が作成したその旨の表明保証書を提出することも可能である。

※5 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

※6 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

※7 「議決権割合」欄は、①及び②の場合のみ記載する。

※8 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。